

(説替規定)

○蒲郡市幸田町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

第三条 蒲郡市規則中「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(令和二年三月二十七日)
規則第二号

(趣旨)

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年蒲郡市幸田町衛生組合条例第一号）の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に關し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 紙与及び費用弁償の支給等に關する必要な事項は、蒲郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年蒲郡市規則第十三号。以下「蒲郡市規則」という。）の規定を準用する。